

岸和田市教育センター

危機管理マニュアル

(令和8年度版)

令和8年6月

岸和田市教育センター

目 次

第1章 危機管理マニュアルについて

- 1 本マニュアルの目的及び法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 2 関連計画・マニュアル等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 3 危機管理マニュアルの作成・見直し・改善・・・・・・・・・・P.1
- 4 全体構成図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

第2章 事前の危機管理

- 1 体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- 2 点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- 3 避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
- 4 教職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
- 5 安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

第3章 個別の危機管理

- 1 事故等発生時の対応の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
- 2 様々な事故への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
- 3 不審者侵入への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.9
- 4 来所・退所時の緊急事態（不審者事案）への対応・・・・P.10
- 5 交通事故への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.11
- 6 気象災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
- 7 地震・津波への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.13
- 8 新たな危機事象への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.14
- 9 クマ出没情報への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.15

第4章 事後の危機管理

- 1 安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.16
- 2 引き渡しと待機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.17
- 3 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.18
- 4 調査・検証・報告・再発防止等・・・・・・・・・・・・P.19

1章 危機管理マニュアルについて

1 本マニュアルの目的及び法的根拠

学校園における事故、加害行為、災害等から児童生徒等及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項において「危険等発生時対処要領」を作成することと定められている。

本マニュアルは上記に準ずるものとして、岸和田市教育センター（以下「教育センター」）で活動する児童生徒及び勤務する職員、また研修や会議等で来所する教職員等の安全の確保を図ることを目的として作成したものである。

2 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、安全対策・対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の安全に関する計画等と常に整合を図りつつ教育センターの安全を推進するものである。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人員50人以上の学校	消防計画

【学校保健安全法】

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」と言う。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 全体構成図



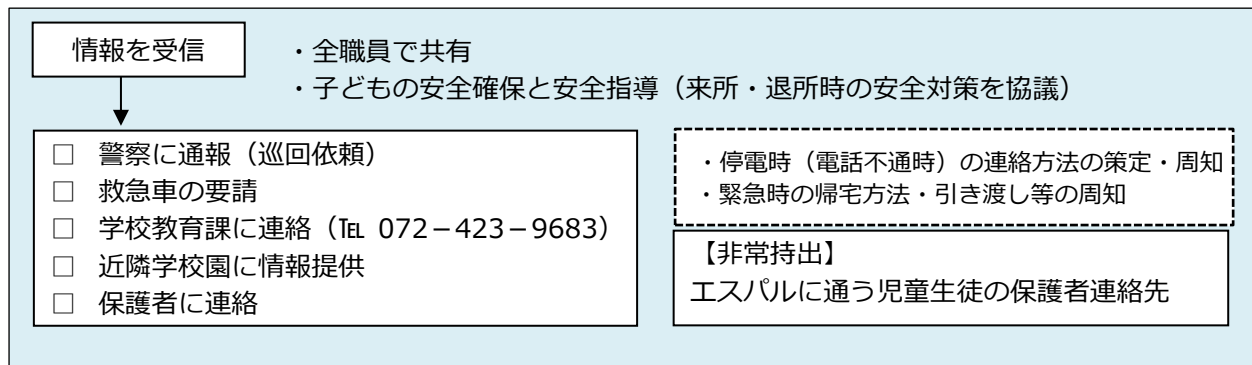
第2章 事前の危機管理（未然に防ぐ）

1 体制整備

（1）教育センターにおける体制整備

- ・ 想定される危険等を明確にする。
- ・ 各危険等に対する、「事前」、「発生時」、「事後」の危機管理に応じた体制を整備する。
- ・ 職員の役割分担や情報収集・伝達方法を明確にしておく。
- ・ 危機発生時の連絡体制を構築しておく（図1）。
- ・ 危機発生時の事態の重大性に応じて退所措置を作成する（図2）。

【図1】基本的な連絡体制について



（2）家庭・関係機関との連携

- ・ 事故等を未然に防ぐため、関係機関と連携し、不審者情報等についての迅速な情報共有や見守り活動の充実
- ・ 事故等の発生時に保護者への引き渡しを行うことも考えられる。事前に安全確保対策や引き渡し方法を保護者に周知しておく。

【図2】退所措置について

分類	想定される事態	対処方法
ランク1	大雨や暴風など、状況の悪化が予測される場合	保護者へ連絡し、退所時間や方法について協議する
ランク2	不審者の徘徊や災害等で児童生徒等の安全確保が難しい場合	保護者に迎えにきてもらう (児童・生徒等は施設内で待機)
ランク3	大規模な災害等で、児童生徒等の安全確保が困難と判断した場合又は警察等からの指導があった場合	保護者に迎えにきてもらう (児童・生徒等は施設内で待機)
ランク4	近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合、特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、児童生徒等の安全確保が必要と判断した場合	保護者に迎えにきてもらう (児童・生徒等は施設内で待機)

※ 危機発生時は岸和田市地域防災計画に応じて参集する。

2 点検

(1) 危険箇所の抽出

- ・施設内の事故等と結びつく環境条件を見出すなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。
- ・非構造部材の異常の早期発見のため、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用し、継続的な点検を実施する。

学校保健安全法施行規則第 28 条

「毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする」

【施設・設備等の点検例】

防犯の視点	交通安全の視点	防災の視点	事故防止の視点
<input type="checkbox"/> 不審者侵入防止用の設備 <input type="checkbox"/> 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 <input type="checkbox"/> 避難経路の複数確保	<input type="checkbox"/> 車の走行スピード <input type="checkbox"/> 駐車場の車の出入り状況	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/> 書棚・家具等の壁・床への固定 <input type="checkbox"/> 警報装置や情報機器等の作動 <input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/> 床板等の建材等の劣化

(2) 危険箇所の分析

- ・複数の目で危険箇所を視察し分析する。
- ・施設内において、児童生徒等がどのように振る舞っているのか観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出す。

(3) 危険箇所の管理と組織体制

- ・危険箇所については、児童生徒等への指導や見守り活動により具体的な対策を立てる。
- ・物理的な環境の改善策には、予算を伴うものが多いので計画的・組織的に推進する。

(4) 事故等情報の共有

学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、過去の事例を閲覧することが可能であり、死亡・障がい事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（毎年発行冊子）等から事例を収集することが可能である。同様の事故等が発生しないよう情報を収集・共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じる。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和 6 年 3 月）



市内小中学校で生じた事故における被害児童生徒の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

3 避難訓練

- ・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく職員の役割の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・訓練は、活動中だけを想定せず、児童生徒等が来所・退所中なども想定する。
- ・消防法第 8 条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施する。
- ・各地域の警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につなげたりする。

全体指揮・通報等	初期消火	避難誘導	
センター長	各指導主事	【児童生徒】 エスパー職員	【来訪者】 執務室職員

4 職員への周知

- ・危機管理マニュアルを職員全員に配布し、内容の確認を行う。
- ・避難訓練や施設の点検等を通して、危機管理意識を高める。

5 安全教育

- ・来所・退所中や休日など大人が近くにいない場合であっても、児童生徒等自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。
- ・児童生徒等がいる時間帯に避難訓練を行い、事前・事後の指導を含めた安全教育を行う。

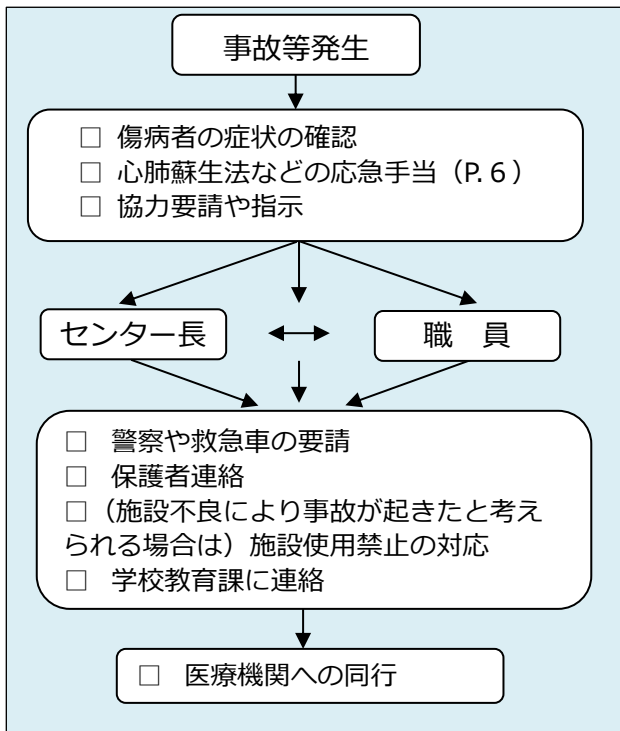
第3章 個別の危機管理（命を守る）

1 事故等発生時の対応の基本

【方針】

- 1. 児童生徒等の安全確保・生命維持最優先
- 2. 冷静で的確な判断と指示
- 3. 適切な対処と迅速正確な連絡や通報

(1) 事故等発生時の対処 救急及び緊急連絡体制



(2) 応急手当を実施する際の留意点

- ・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。
- ・生命に関わるような緊急事案については、救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・周囲の児童生徒等の不安を軽減するよう配慮に努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜記録を残す。また、病院搬送後の治療を迅速に行うためにも、事故の現場写真を撮っておくことが有効である。
- ・病院搬送の場合は、事故の詳細を把握している職員が可能な限り同行するようにする。

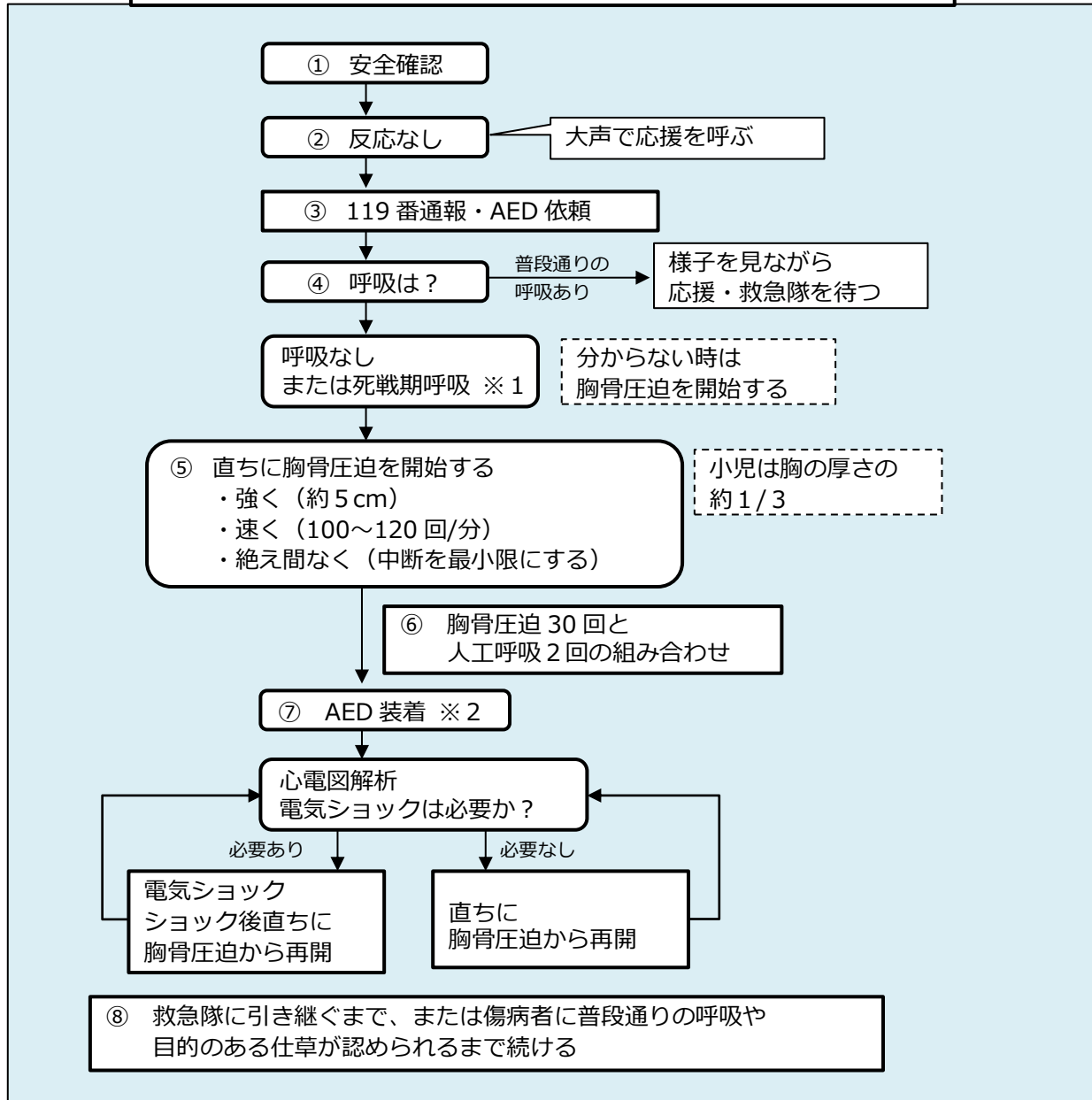
(3) 被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。

(4) 施設外での事故等発生時の留意点

- ・職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、児童生徒等の安否を確認する。
- ・施設外で活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。

一次救命処置の手順について



※1 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要がある。

※2 【AED の使用】

AED の使用方法については、事前に知識・技能を身に付けておく。

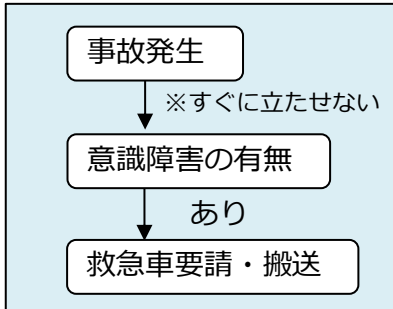
2 様々な事故への対応

(1) 頭頸部外傷への対応

【1】頭頸部外傷の予防のために

友人同士のトラブル等、日ごろからしっかりと児童生徒の人間関係を観察し、トラブルが起こらないように未然防止が必要である。

【2】頭頸部外傷事故発生後の対応について



<留意点>

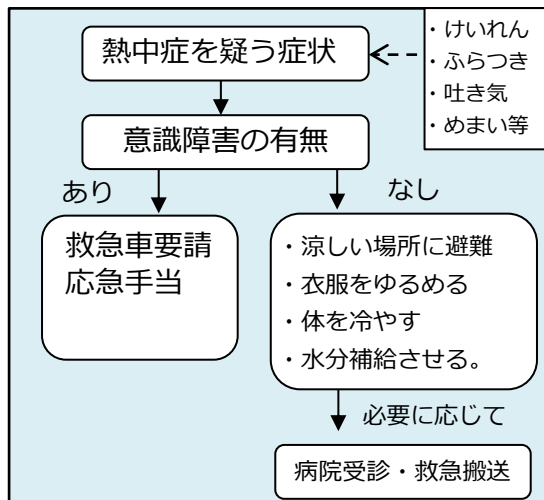
- ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
- ・頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

(2) 熱中症への対応

【1】熱中症予防のために

- ・活動室の気温や湿度を適切に保つ。
- ・栽培活動など、屋外での活動を行うときは、健康観察などにより児童生徒等の体調を把握し、体調がすぐれない人は暑い中で無理に活動させない。
- ・来所・退所時にも水分補給を促す声かけを行う。

【2】事故発生時の対応について



- ・けいれん
- ・ふらつき
- ・吐き気
- ・めまい等

★「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」情報を入手することで、翌日の行事等の実施可否・内容変更等に関する判断や、冷却等の備えの参考とする。

【参考】

- ・『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究』－体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『熱中症を予防しよう』（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』（令和6年4月追補版）（環境省・文部科学省）

(3) 食物アレルギーへの対応

【1】日常の取組と事故予防

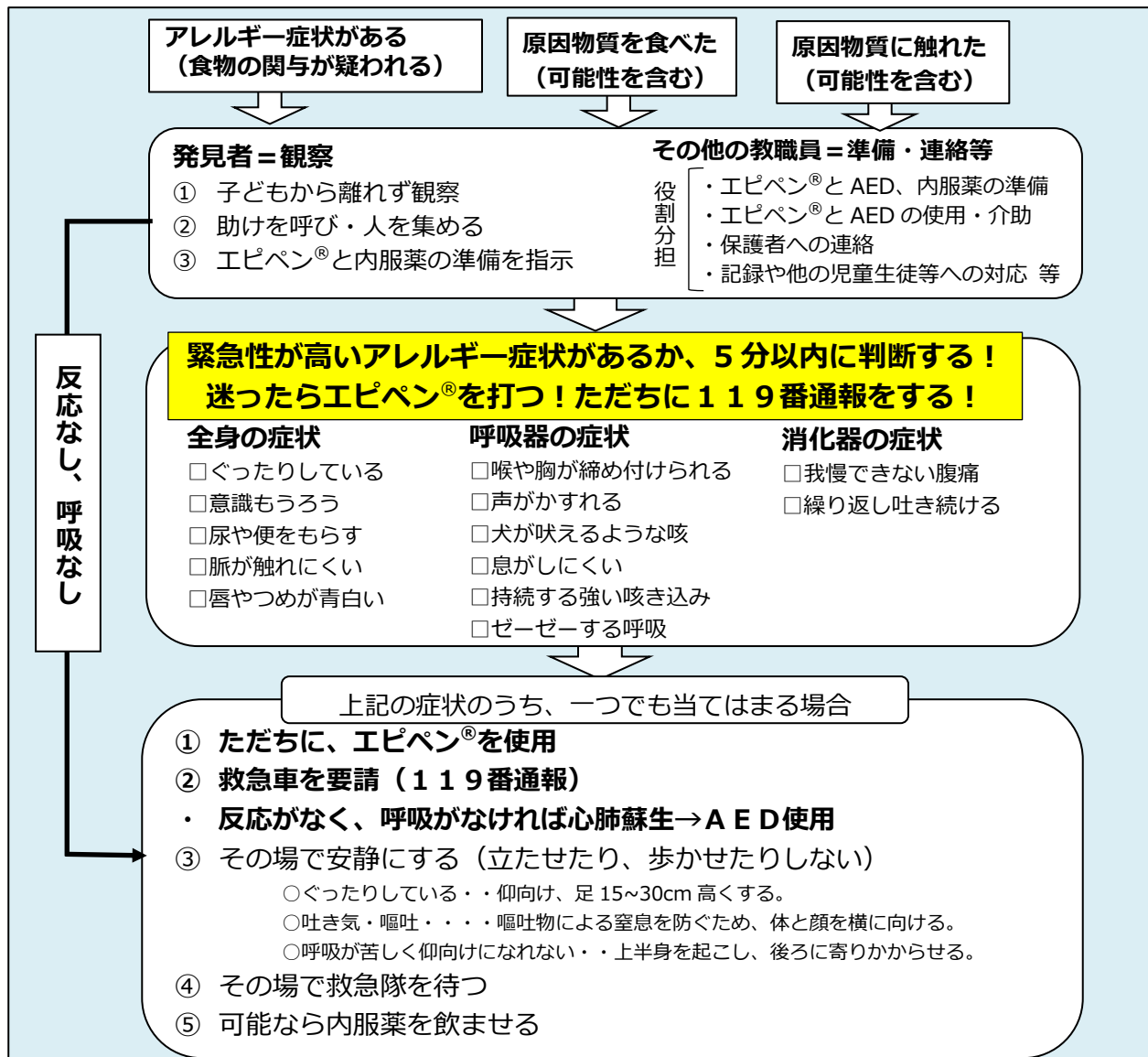
○昼食時間における配慮（活動室での対応）

- ・昼食時間中に初めてアレルギー症状が出る場合もあるため、食事中・食後には児童生徒等の様子を観察する。
- ・食べ物の交換はしないなどのルールを徹底する。
- ・施設外で食事をする場合（飲食店等）、食物アレルギーに関する情報を把握し、保護者の同意を得る。

○食物アレルギーに関する指導

- ・食物アレルギーを有する児童生徒等が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることがもちろん、他の児童生徒等にも理解や協力が得られるように配慮する。
- ・なお、食物アレルギーを有する児童生徒等を指導する際には、当該児童生徒等の気持ちに寄り添うことが重要である。

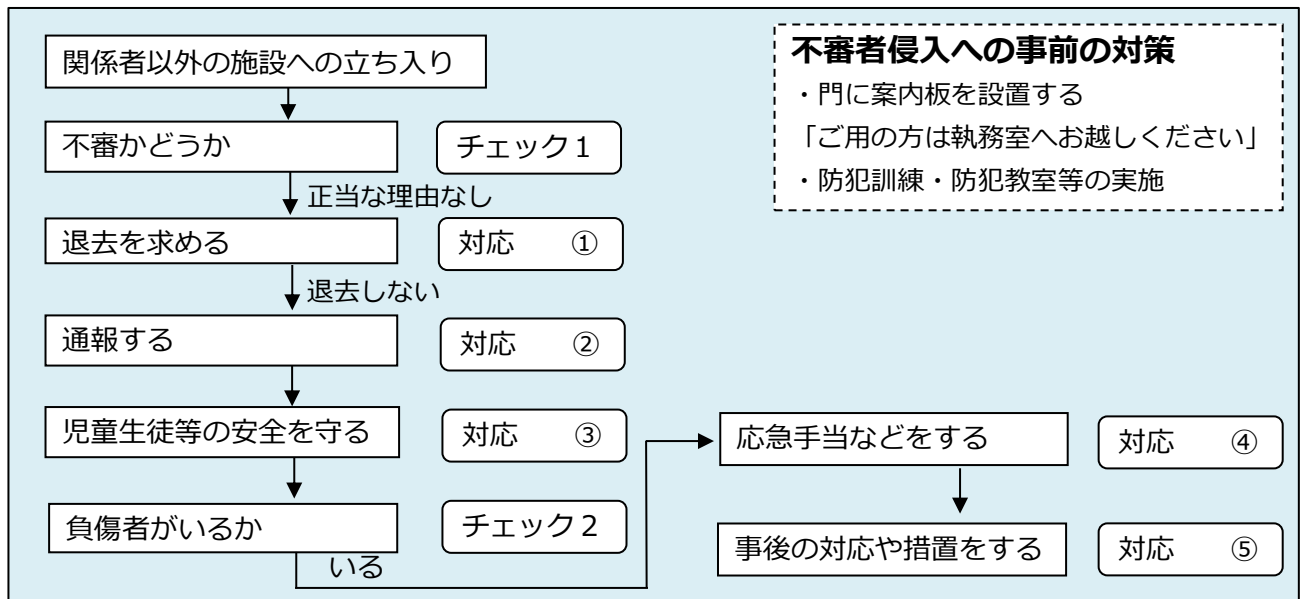
【アレルギー症状への緊急時の対応手順】



【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

感染拡大の防止に努めるため、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

3 不審者侵入への対応



チェック1 不審者かどうかを見分ける

- (1) 来訪者として不自然なことはないかをチェックする。
 - 不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
 - 凶器や不審物をもっていないか。
- (2) 声をかけて、用件をたずねる。
 - 職員に用事がある場合は、名前・業務等の担当が答えられるか。
 - 保護者なら、児童生徒等の名前・学校名が答えられるか。

対応① 退去を求める（正当な理由がない場合）

- (1) 他の職員に連絡して協力を求める。
 - ・ 複数人での対応を基本とする。
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
 - ・ 対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
- (3) 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110番」通報する。
 - ・ 退去に応じない場合は、児童生徒等に危害を加える可能性があると考える。
- (4) 退去後も再び侵入しないか見届ける。
 - ・ 警察や教育委員会に連絡し、近辺のパトロールの強化や近隣の学校園等に情報提供を行う。

対応② 通報する

- (1) 内線電話等を用いて他の職員に応援を求め「110番」通報、教育委員会へ緊急連絡する。
 - ・ 暴力的な言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずパトカーに来てもらうことも検討する。
- (2) 施設内に立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
 - ・ 隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応③に移る。
- (3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。
 - ・ 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
- (4) 児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。
 - ・ 児童生徒等を避難させるのと活動室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く判断する。

対応③ 児童生徒等の安全を守る

(1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

- ・児童生徒等に危害が及ぶおそれのある事態では、児童生徒等の生命を守るため極めて迅速な対応が必要である。職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- ・できるだけ多くの職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
- ・児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにする。

- 防御に役立つもの
 - ・消火器
 - ・机・椅子
 - ・長いものさし
 - ・傘

(2) 避難の誘導をする。

- ・活動室等への侵入の緊急性が低い場合や避難のために移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、活動室等で待機させる。
- ・活動室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても、児童生徒等が避難できるよう不審者対応訓練などを実施しておく。

チェック2 負傷者がいるか

- ・全ての児童生徒等と職員の無事が確認されるまでは「負傷者なし」という判断をしない。

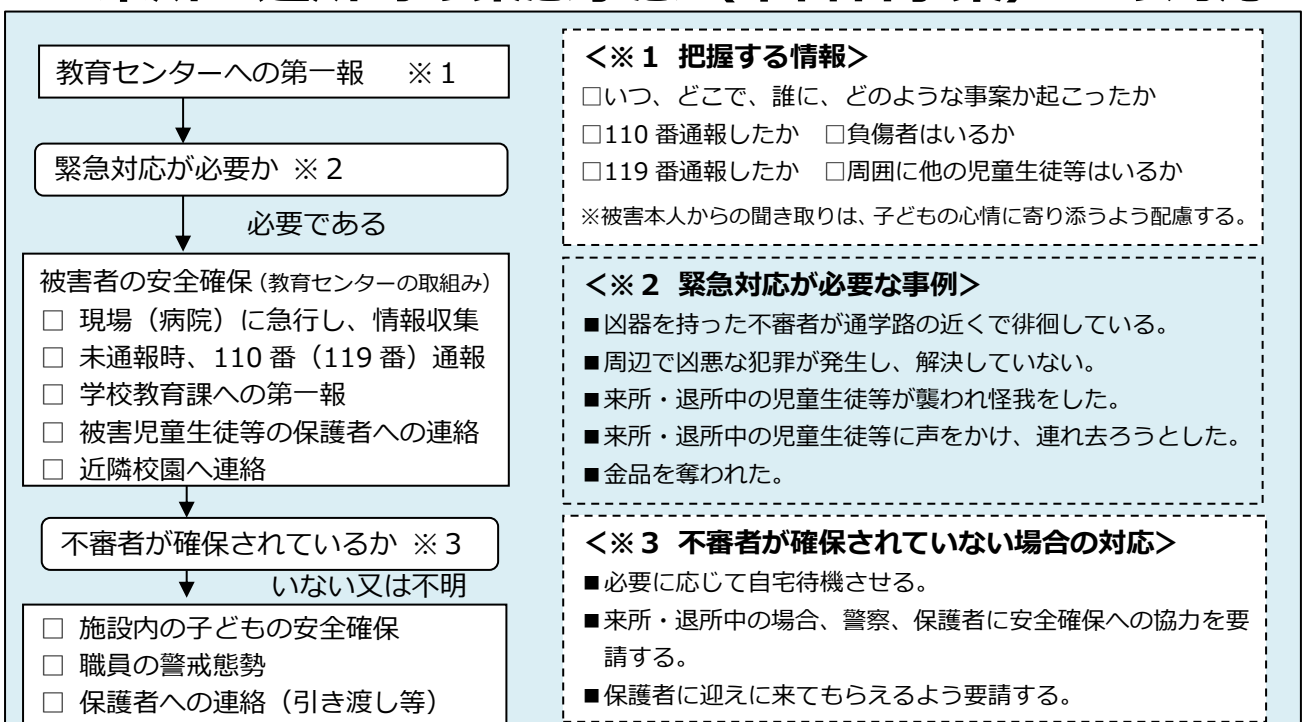
対応④ 応急手当などをする

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合は早急に救急車を要請する。

対応⑤ 事後の対応や措置をする

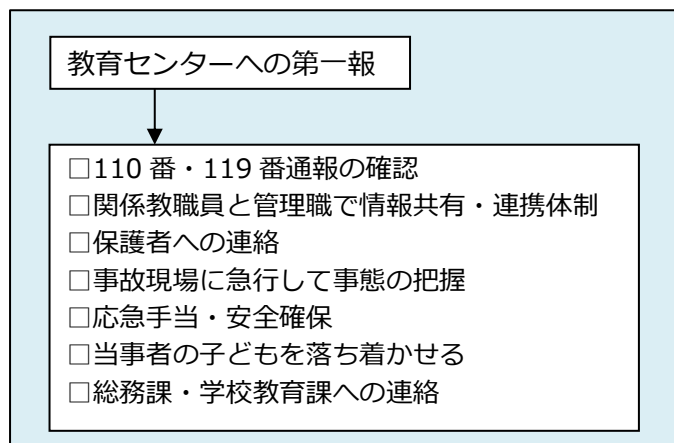
- ・不審者の暴力行為等により、児童生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。
- ・暴力行為等を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、心のケアを行う（P.17 参照）。

4 来所・退所時の緊急事態（不審者事案）への対応



5 交通事故への対応

【交通事故発生後の初期対応】



【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の児童生徒等への指導などを検討する。

【当事者となった児童生徒等への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に児童生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

【心のケアについて】

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる（p.17 参照）。

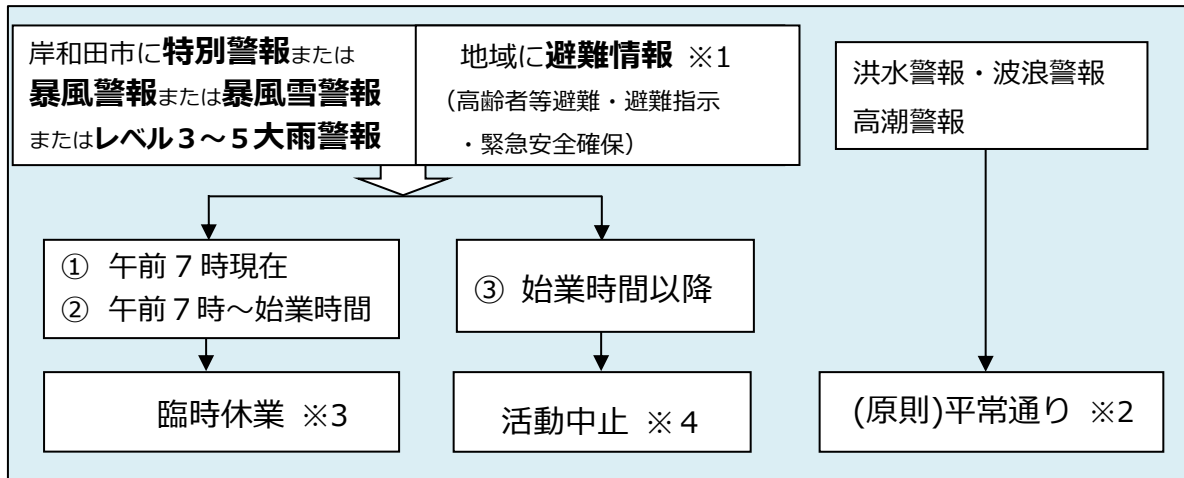
- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- 児童生徒等が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

【交通事故防止のための事前の対策】

- ・ 児童生徒等が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解するよう指導しておく。
- ・ 自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成 28 年 7 月）については、保護者にも周知しておく。
- ・ 自転車で来所・退所している生徒には、ヘルメットの着用や交通ルールについて日ごろから指導しておく。在籍する学校長とも共有しておく。

6 気象災害への対応

【気象警報等発令時エスパルの対応】 学校園の対応に準ずる。



※1 地域に避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)が出ている又は出された場合、特別警報または暴風警報、暴風雪警報または大雨警報発令時と同様の対応をとる。

※2 児童生徒等の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業(市教委に事前連絡)、授業(保育)時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる可能性があるため、学校と連携して対応する。

※3 大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合がありますため、学校と連携して対応する。

※4 活動が中止となった場合でも退所させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで施設内で待機させるか、迎えに来てもらえるよう保護者に要請する。

【雷への対応における留意点】

危険を予知し、適切に判断・行動する

- ・屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・退所前の場合は、情報を収集し、必要に応じて児童生徒等を待機させる。(保護者に連絡)
- ・安全確保について、児童生徒等自身が適切に行動できるように指導しておく。(姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険であり、最低でも木から2m以上は離れておくことなど)

【気象警報等発令時の研修等の対応】

〈午後の研修等について〉

- ・ 正午現在、岸和田市において「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「レベル3～5大雨警報」発令中の場合、午後からの研修は、中止又は延期する。

〈午前または、全日の研修等について(主に長期休業中)〉

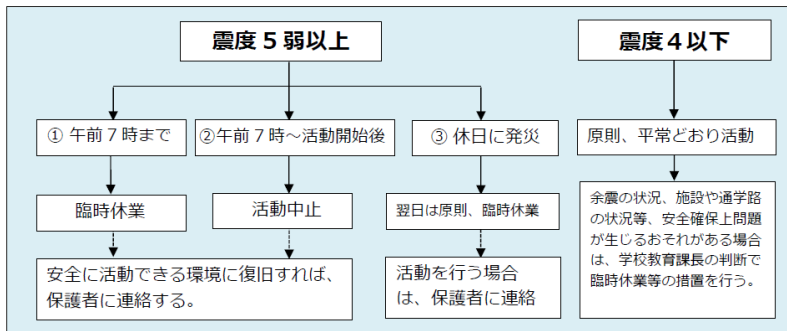
- ・ 午前7時現在、岸和田市において「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「レベル3～5大雨警報」発令中の場合、午前の研修等は、中止又は延期する。

〈研修中に上記気象警報等が発令された場合について〉

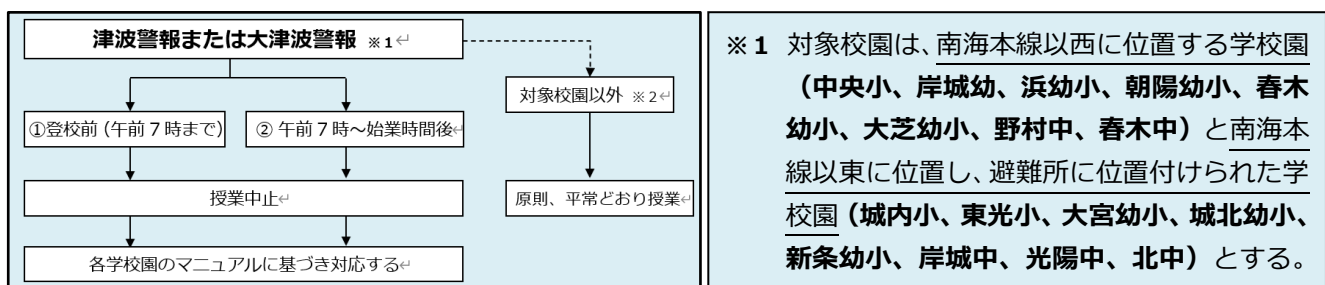
- ・ 研修を中止又は延期する。施設外に出るのが困難な場合は教職員を施設内に待機させる。

7 地震・津波への対応

【エスパルにおける地震対応】 学校園の対応に準ずる。

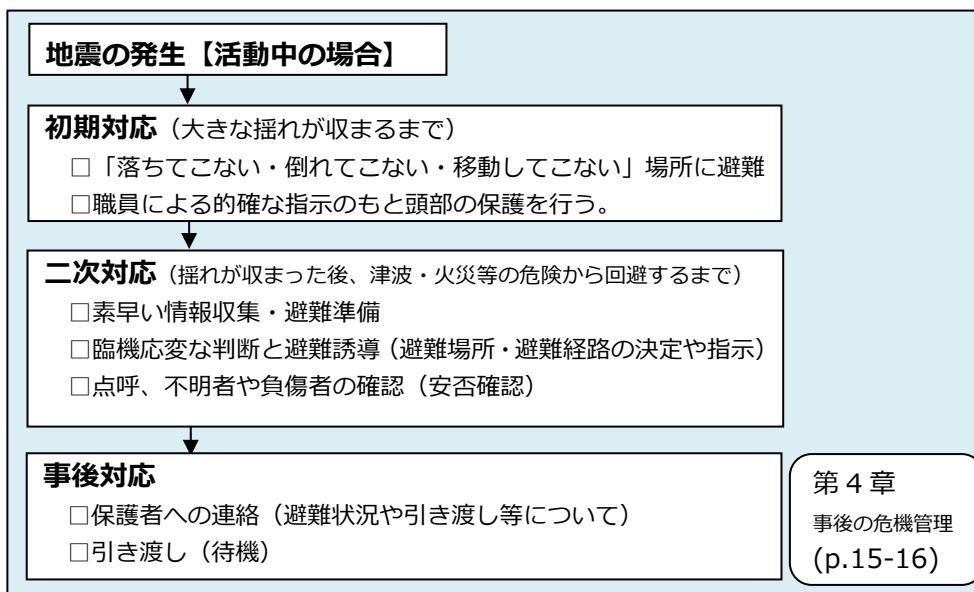


【エスパルにおける津波対応】 エスパルに通う児童生徒等の在籍校の対応に準ずる。



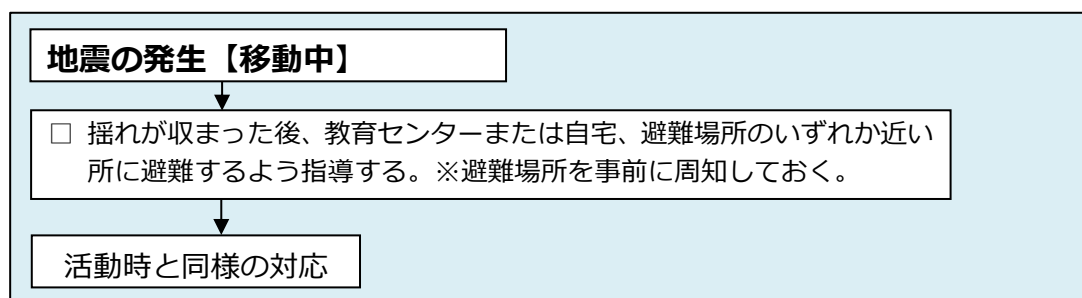
※1 対象校園は、南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）と南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）とする。

【地震発生時の危機管理について】



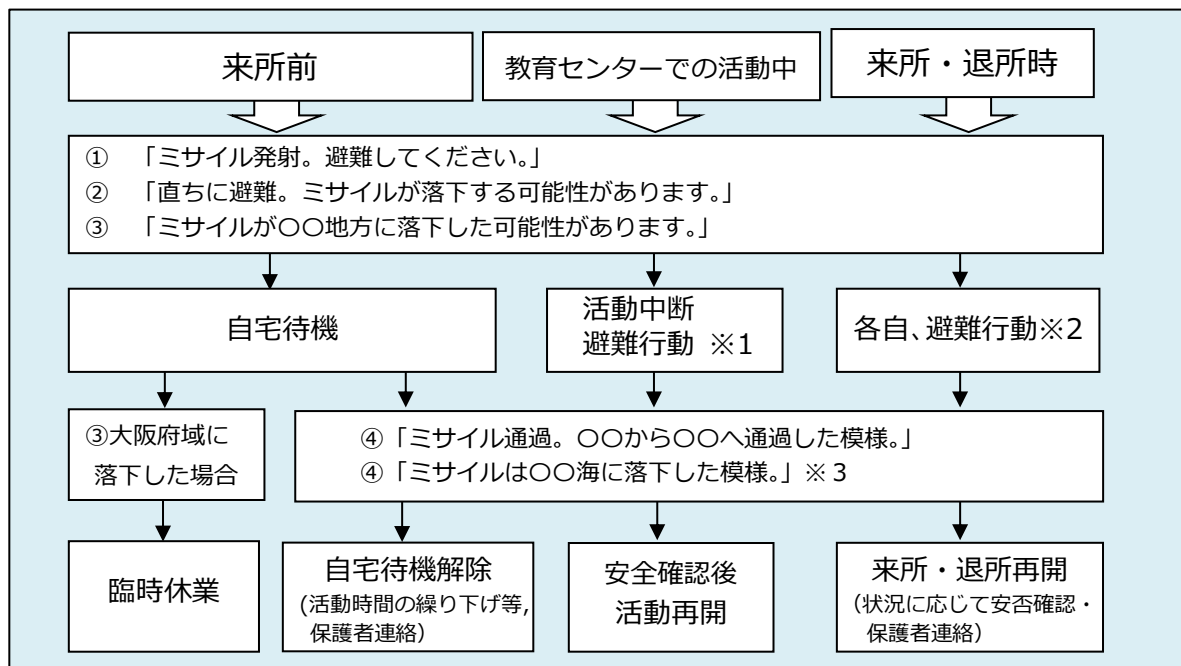
※左記のフローチャートは震度 5 弱以上の大規模地震発生の場合を想定しているが、地震発生時は、震度が判断できないので、初期対応の避難行動は震度に関わらず必要となる。

【来所・退所中に地震が発生した場合】



8 新たな危機事象への対応

【1】 Jアラートによるミサイル発射情報への対応 (学校園の対応に準ずる。)



※1 教育センターにいる場合の避難行動等の留意点

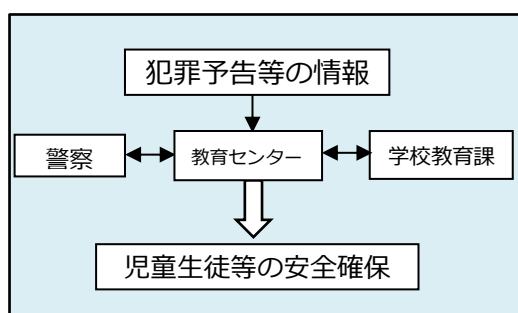
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中に避難する。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

※2 来所・退所時の避難行動等の指導上の留意点

- ・教育センターか家、近い方に向かう。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・来所・退所時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って活動を開始することが可能となる。

【2】 学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応について

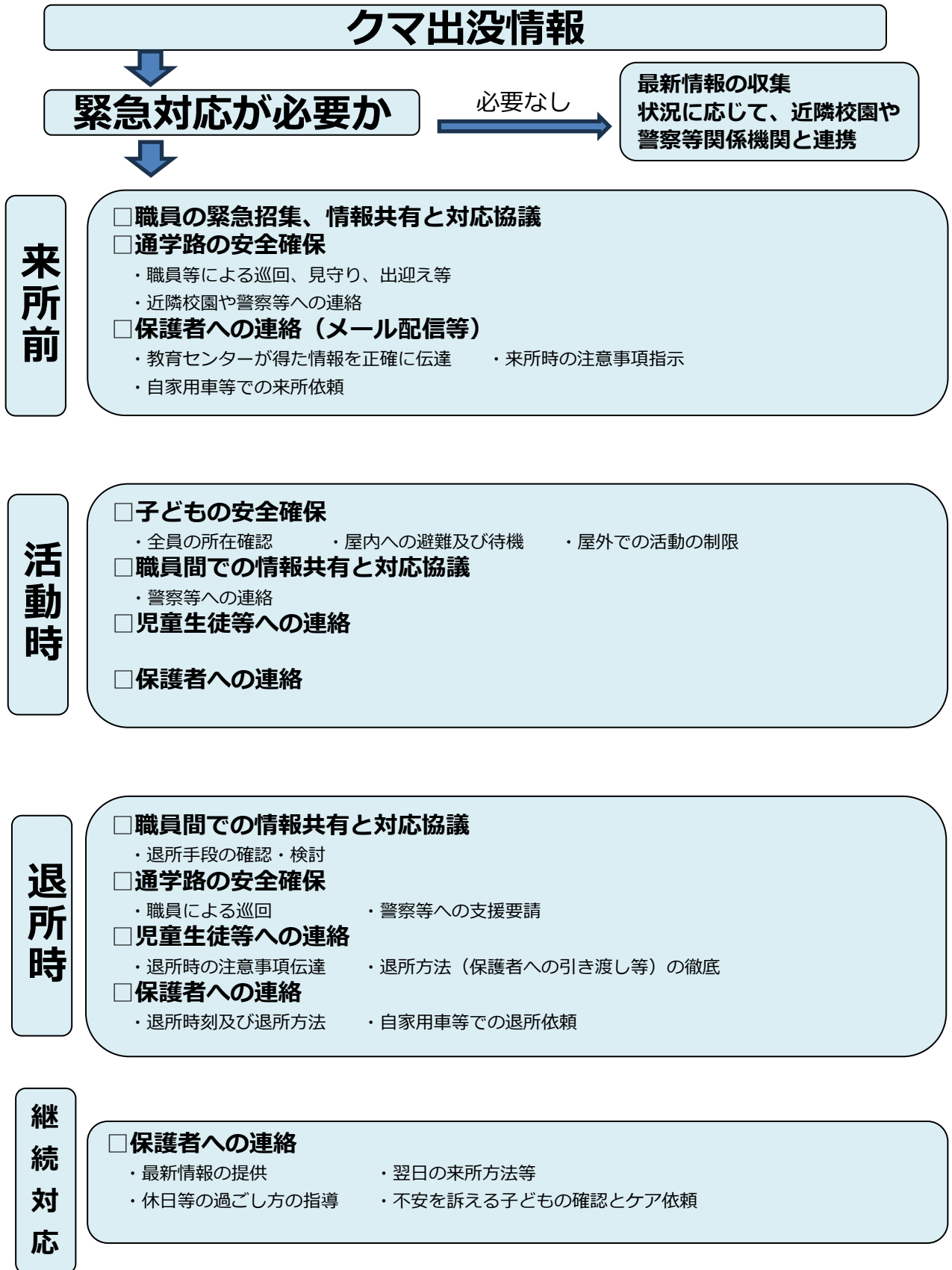


(留意点)

- ・当該情報に最初に触れた職員は速やかにセンター長等へ報告し、情報共有するとともに、迅速に学校教育課や警察に通報し、指示や情報を得るとともに適切に対処する。
- ・児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想し、安全を第一として対応する。
- ・不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から教育センターの環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

9 クマ出没情報への対応

【1】クマ出没時の対応



第4章 事後の危機管理（復旧・復興する）

1 安否確認

（1）児童生徒等が施設内にいる場合の安否確認

負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、活動の担当者が把握して報告する。

（2）休日や退所後、来所・退所時に大規模災害が起こった場合

休日や退所後などの在宅時や来所・退所時に大規模災害が起こった場合は、児童生徒等の安否確認を学校と連携して行う。

【安否確認の内容と職員の対応】

校区内の震度	安否確認	児童生徒等在宅時		来所・退所時	安否確認の内容
		電話利用可	電話不通		
4	状況に応じて判断	状況に応じて判断			<input type="checkbox"/> 児童生徒等および家族の安否・けがの有無 <input type="checkbox"/> 被災状況（児童生徒等の様子等） <input type="checkbox"/> 居場所（避難先） <input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法
5弱		電話連絡	家庭訪問 避難所訪問 (学校と連携)	経路をたどって	
5強	必要				
6弱以上					

（3）安否情報の集約

- ・相談室主任が情報を集約する。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。

（4）保護者への安否連絡の際の文例（ホームページに記載）

【児童生徒等が施設内にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。本日来所している児童生徒等は、全員無事が確認されています。混乱が収まるまで、エスパルでお子さんをお預かりする予定です。したがって、保護者の皆さんは安心して安全な場所に留まってください。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

【児童生徒等が施設外にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。エスパルに通う児童生徒等は、課外活動で□□□におりますが、迅速に避難することができ、△時現在、全員無事が確認されています。交通機関が稼働するまで、□□□の避難所にて待機する予定です。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

2 引き渡しと待機

- ・大規模な災害（地震）発生時や停電時には、通信手段が使えず保護者と連絡がとれない場合があるので、事前に引き渡しの判断や方法についてルールを決めて、保護者と共有しておく。
- ・引き渡しの判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にして判断する。

引き渡しの判断基準（例）

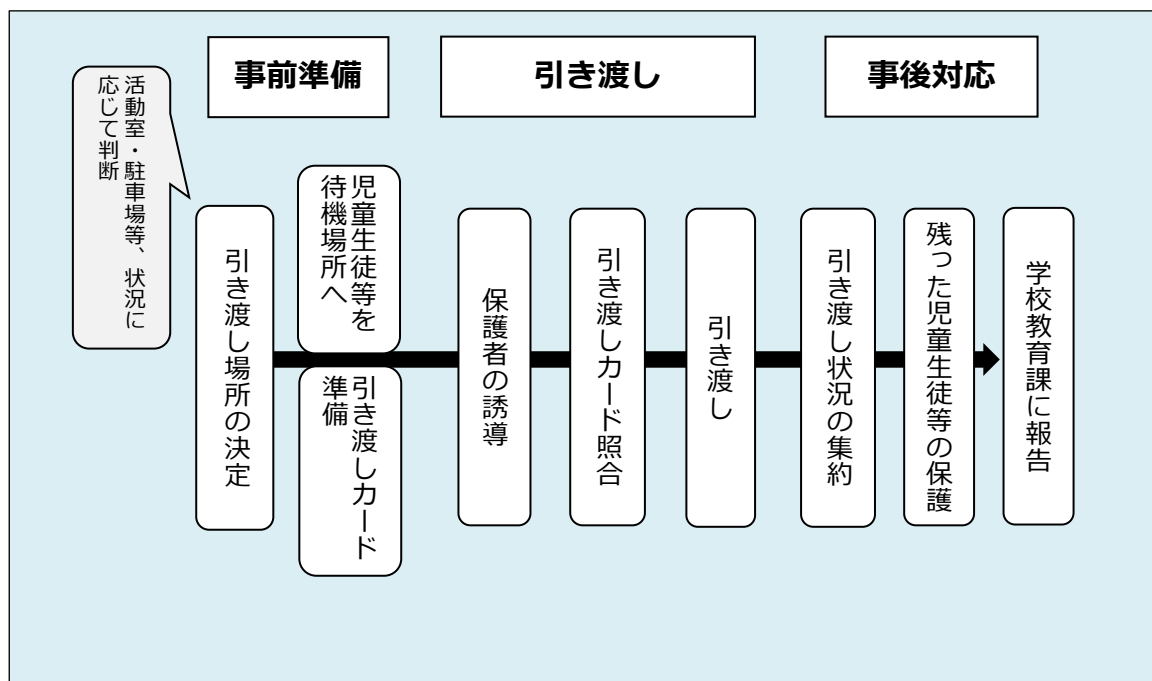
- 経路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 退所の時間帯に危険が迫っていないか
- 引き渡し保護者にも危険が及ばないか

震度 4 以下	交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒等については教育センターで待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで教育センターで待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を教育センターで保護しておく。

引き渡しカード

緊急時引き渡しカード			
(学校名)		(名前)	
学校			
番号	引き取り者 名前	連絡先	児童生徒との関係
1	保護者	電話〔 - - 〕 携帯〔 - - 〕 住所〔 〕	
2			
3			

引き渡しの手順



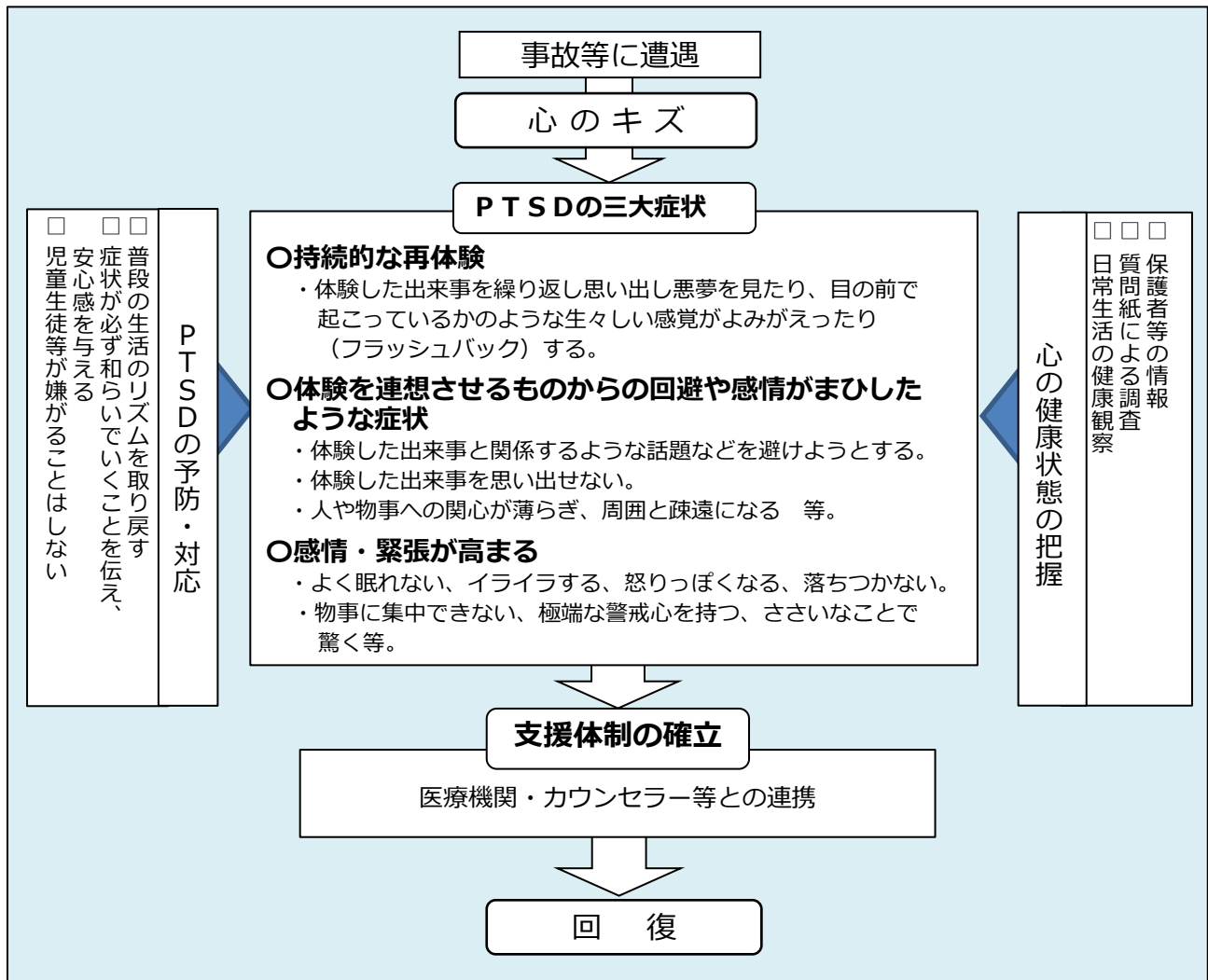
- ※ 1 カードを持っていない場合のルールを決めておく。
また、原則として、登録していない人が来た場合、確認ができるまで引き渡しを行わないことなどを、あらかじめ保護者に周知しておく。

【災害時における保護者への連絡】

- ・電話は不通になることが多いので、ホームページ等を活用し、連絡方法を複線化しておく。

3 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故発生直後から児童生徒等や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切となる。



【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』（文部科学省 平成 22 年 7 月）
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』（文部科学省 平成 26 年 3 月）

【学校保健安全法】第 29 条（危険等発生時対処要領の作成等）

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

4 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、学校教育課・総務課に速やかに情報共有したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

(保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、教育センターが知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。(相談室主任・児童生徒支援専任)

(報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。(学校教育課と協議のうえ決定)
- ・複数対応(応答者と記録者)
- ・児童生徒等の特定をさせない
- ・施設内で取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える(不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない)
- ・質問事項に答える(相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理)
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・保護者と報道の分別対応(同席はさせない)

(2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等に当たっては、学校教育課とも協議のうえ、被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

(3) その他

- ・エスパルの活動中、来所・退所中に発生した児童生徒等の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、在籍する学校と連携して保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

【参考】『学校事故対応に関する指針』改訂版(文部科学省 令和6年3月)

●災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者に対して、医療費(医療保険並の療養に要する費用の額の4/10)、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

岸和田市教育センター危機管理マニュアル

令和8年6月 作成 岸和田市教育センター
